

放射線第一病院

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

契約書別紙 (兼重要事項説明書)

1. 事業者 (法人) の概要

事業者 (法人) の名称	医療法人順天会 放射線第一病院
主たる事務所の所在地	〒794-0054 今治市北日吉町 1-10-50
代表者 (職名・氏名)	理事長 木本 眞
電話番号	0898-23-3358

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	放射線第一病院訪問リハビリテーション
サービスの種類	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
事業所の所在地	〒794-0054 今治市北日吉町 1-10-50
電話番号	0898-23-3125
事業所番号	3810228175
管理者の氏名	木本 眞
通常の実業の実施地域	今治市 (ただし、旧今治市、旧朝倉村、旧玉川町、旧波方町、旧大西町、旧菊間町、旧吉海町、旧宮窪町に限る)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、理学療法士等が訪問してリハビリテーションを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) は、主治の医師の指示に基づき、生活機能の維持又は向上を目指したリハビリテーション目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画 (介護予防訪問リハビリテーション計画) に沿って、利用者のお宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日午後から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の人数	職務
医師	1人	所属職員を指揮監督し、適切な業務が行われるように統括する。
理学療法士	5人（非常勤）	理学療法士等は、医師と居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）との密接な連携を図りつつ、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画書を作成し、適切なリハビリテーションを提供する。
作業療法士	0人	
言語聴覚士	0人	
事務職員	1人	必要な事務を行う。

7. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、各利用者の負担割合に応じた額となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）訪問リハビリテーションの利用料

【基本部分】

サービスの内容	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担額1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
1回につき	3,080円	308円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額 1割の場合)
短期集中リハビリテーション加算	当該加算の基準を満たした場合（1日につき）	2,000円	200円
認知症短期集中リハビリテーション加算	当該加算の基準を満たした場合（1日につき）	2,400円	240円
リハビリテーションマネジメント加算 イ	厚生労働大臣が定める基準に該当すると県に届出した事業所が、医師、理学療法士等と協働して、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合（1月につき）	1,800円	180円
リハビリテーションマネジメント加算 ロ		2,130円	213円
	※医師が利用者又はその家族に説明した場合上記に加えて2,700円		
サービス提供体制強化加算（1）	直接訪問リハビリテーションを提供する理学療法士等のうち、勤続年数が3年以上のものがある場合（1回につき）	60円	6円
退院時共同指導加算	入院中の者が退院するに当たり、訪問スタッフが、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合（退院につき1回限り）	6,000円	600円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額 1割の場合)
診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	-500円	-50円

(2) 介護予防訪問リハビリテーションの利用料

【基本部分】

サービスの内容	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担額1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照

1回につき	2,980円	298円
-------	--------	------

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額 1割の場合)
短期集中リハビリテーション加算	当該加算の基準を満たした場合(1日につき)	2,000円	200円
サービス提供体制強化加算(1)	直接訪問リハビリテーションを提供する理学療法士等のうち、勤続年数が3年以上のものがある場合(1回につき)	60円	6円
退院時共同指導加算	入院中の者が退院するに当たり、訪問スタッフが、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合(退院につき1回限り)	6,000円	600円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額 1割の場合)
診療未実施減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合(1回につき)	-500円	-50円
12月超減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合(1回につき)	-300円	-30円

(3) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて介護保険による訪問リハビリテーションを提供した場合は次のとおり、交通費を徴収する。

- ①旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町
西瀬戸自動車道、大島北 I.C. からの通行料金の実費額
- ②旧関前村
フェリー運賃の実費額

(4) 支払い方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、にお渡しいたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、指定する口座より引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月に、請求書をお渡ししますので、現金でお支払いください。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者：大森 幸美 所在地：〒794-0054 今治市北日吉町1丁目10番50号 電話番号：0898-23-3125 受付日時：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：30
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	今治市役所介護保険課	所在地：〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 本庁第2別館1階 電話番号：0898-36-1526 受付日時：月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く） 8：30～17：15
	愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地：〒791-8550 松山市高岡町101-1 電話番号：089-968-8800 受付日時：月曜日～金曜日

		(祝日、年末年始を除く) 8：30～17：15
--	--	----------------------------

1 1. 個人情報保護について

- (1) 当事業所では、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- (2) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って、適切な取り扱いに努めることとします。

1 2. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者：大森 幸美
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 事業所職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に事業所職員又は養護者（養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通達します。

1 3. 衛生管理について

- (1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

1 4. 災害時の対応について

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問リハビリテーションの義務の遂行が難しい場合は、日程や時間調整、サービス中止をさせていただきます場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問リハビリテーションの義務の遂行が遅延、もしくは不能となった場合、それによる損害賠償責任を当事業所は負わないものとします。

1 5. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、理学療法士等は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 理学療法士等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (5) 見守りカメラの設置、事業所職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に事業所職員の同意を受けてください。